

審査・評価委員会運営要領

令和 2 年 9 月 1 7 日  
ガバニングボード決定  
(最終改定：令和 3 年 4 月 1 5 日)

官民研究開発投資拡大プログラムにおけるシステム改革型プログラムの運営を円滑に実施するため、官民研究開発投資拡大プログラム運用指針（以下「運用指針」という。）に基づき、審査・評価委員会運営要領を別途定める。審査・評価委員会の運営は、運用指針に定めるもののほか、本要領に基づき行うこととする。

1. 審査・評価委員会分科会の業務

(1) 分科会の設置

運用指針に定めるシステム改革型の審査・評価を円滑に実施するため、本委員会に、国立大学イノベーション創出環境強化事業分科会、スタートアップ・エコシステム形成推進事業分科会、新 SBIR 制度加速事業分科会及び標準活用加速化支援事業分科会を設置する。

(2) 分科会への付託

下表左欄に掲げる事業の審査・評価に係る業務については、下表右欄に掲げる分科会に付託することとし、分科会の決定事項については、本委員会の決定事項とする。ただし、特に重要な事項がある場合は、各分科会合同による本委員会を開催して決定する。

運用指針に定める事業	業務を付託する分科会
国立大学イノベーション創出環境強化事業	国立大学イノベーション創出環境強化事業分科会
スタートアップ・エコシステム形成推進事業	スタートアップ・エコシステム形成推進事業分科会
新 SBIR 制度加速事業	新 SBIR 制度加速事業分科会
標準活用加速化支援事業	標準活用加速化支援事業分科会

2. 委員構成及び任期

本委員会の委員構成は別紙のとおりとする。また、委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

3. 分科会事務局

国立大学イノベーション創出環境強化事業分科会に係る事務局は大学改革担当室が、スタートアップ・エコシステム形成推進事業分科会及び新 SBIR 制度加速事業分科会に係る事務局はイノベーション推進担当が、標準活用加速化支援事業分科会に係る事務局は標準活用推進室が担当する。

審査・評価委員会の構成

<国立大学イノベーション創出環境強化事業分科会>

【座長】

○上山 隆 大 (総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員)

【委員】

○五十 嵐 仁 一 (ENEOS 総研株式会社代表取締役社長)

○岸 本 康 夫 (JFE スチール株式会社スチール研究所研究技監)

○本 山 和 夫 (学校法人東京理科大学理事長)

○渡 辺 裕 司 (元株式会社小松製作所執行役員経営企画室副室長)

<スタートアップ・エコシステム形成推進事業分科会>

【座長】

○上山 隆 大 (総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員)

【委員】

○菅 裕 明 (国立大学法人東京大学大学院理学系研究科教授、ミラバイオロジクス株式会社取締役)

○Victor Mulas (World Bank, Senior program officer)

<新 SBIR 制度加速事業分科会>

【座長】

○上山 隆 大 (総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員)

【委員】

○東 出 浩 教 (早稲田大学ビジネススクール (商学研究科) 教授)

○琴 坂 将 広 (慶應義塾大学総合政策学部准教授)

○永 田 暁 彦 (リアルテックファンド 代表、株式会社ユウグレナ取締役副社長)

<標準活用加速化支援事業分科会>

【座長】

○上山 隆 大 (総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員)

【委員】

○立 本 博 文 (国立大学法人筑波大学大学院ビジネス研究科教授)

○渡 部 俊 也 (東京大学未来ビジョン研究センター教授)